

令和7年度大和町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町の農業は、全耕地面積の約58%を占める米をはじめ、麦、大豆、果樹を中心に、野菜、花き、畜産等を展開している。平坦部では、米、麦、大豆とイチゴ、花き等の施設園芸、山麓部では、みかん等の果樹栽培、山間部では、小葱、茄子の施設野菜栽培、干し柿用原料柿の生産が盛んに行われている。

平坦部においては、全耕地面積の約16%を占める大豆のブロックローテーションにより、計画的かつ効率的な生産体制を築いてきているが、山麓部においては、地域ぐるみの集団的な営農体制にまでは至っていない。また、農業者の高齢化が進み、後継者が不足しているため、担い手の育成・確保が課題となっている。

今後は主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を推進していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

圃場整備地区においては、米作を中心に麦、大豆の作付けがほとんどの圃場を占めており、大豆については圃場整備地区の主力転作作物としてブロックローテーションが確立されている。しかしながら、圃場整備地区以外の水田での転作作物の作付には十分な排水対策を施し乾田化することが不可欠であり、大豆の作付には不向きであることから、転作作物として平坦地・中山間地それぞれの地形や気候に応じた、花き・野菜の作付面積拡大を目指す。花き・野菜については競争力のある産地形成を図るために、既に生産量の多い作物について、重点的に作付面積拡大を推進する。併せて、地域振興作物として地域特性に合う作物についても推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本町の農業の主要作物の米について、実需者からの需要が減となっているが、一方で麦、大豆については実需者からのニーズが高く、作付け面積の拡大を推進している。特に大豆については圃場整備が実施されている地区の米の主力転作作物としてブロックローテーションが確立されている。しかしながら、水田での転作作物の作付には、十分な排水対策を施し乾田化することが不可欠であり、圃場整備未実施地区については大豆の作付には不向きであることから、本町の主要作物である果樹への転作を推奨することとし、植栽後は基本的に復田化がないことから、耕盤破壊を含む排水対策や客土を行うなどにより、畑地化の取り組みを推進する。また、野菜・花きについても同様に畑地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本町においては、令和6年産の生産目安に即した作付けについては、「夢しずく」が約31ha、「ヒノヒカリ」が約47ha、「さがびより」が約245ha、「ヒヨクモチ」が約47haとなっている。今後は、共同乾燥調製施設を核とした効率的で低コストな生産体制づくりに取り組み、需要に応じた生産を基本としつつ、「さがびより」を中心に作付けを推進する。また、主食用米の約13%を占めるもち米については、需要に応じた生産振興を図るため、

過剰作付けとならないよう、計画的な生産体制を確立する

(2) WCS 用稲

実需者との契約に基づき、近隣圃場へ影響が出ないよう肥培管理及び防除等の栽培管理の徹底並びに大豆のブロックローテーションを妨げないような取組を基本として、現行の作付面積を維持しつつ、実需者の需要増に応じた拡大を図る。また、実需者の家畜排せつ物を原料とした堆肥を生産圃場に一定以上散布する契約に基づく耕畜連携を推進する。

(3) 麦、大豆

麦については、共同乾燥調製施設を核として、実需者が求める用途に応じた均質で良質な麦づくりの生産体制の推進を図り、水田のフル活用と環境に配慮した農業を行うため、作付けの拡大と麦わらの有効活用を促進する。さらに、麦の二毛作として水田活用の直接支払交付金の産地交付金から支援を行う。

大豆についても、共同乾燥調製施設を核として、実需者が求める用途に応じた均質で良質な大豆づくりの生産体制の推進を図る。また、地域の重点基幹作物として効率的な土地利用や担い手による生産体制の合理化など生産性の向上と高品質化に努め、産地交付金を活用しながら、担い手への集積面積の拡大を図る。

(4) そば、なたね

そばについては、実需者との契約に基づき、産地交付金を活用して現行の栽培面積の拡大を推進していく。

(5) 高収益作物

花き・野菜等については、従来より転作作物として作付けを推進してきたが、今後とも販路の拡大を図りながら、安定した収量を維持する。また、農業者の所得向上を図るため、産地交付金を活用しながら、今後は地域重点品目としていく花き・野菜等を中心に新規作付けや規模拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

令和 7 年度大和町農業再生協議会会員名簿

(1) 佐賀市	1名
(2) 佐賀県農業協同組合	4名
(3) 大和町生産組合協議会	9名
(4) 佐賀市農業委員会	1名
(5) 佐賀県農業共済組合	1名
(6) 佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター	1名
(7) 川上南部土地改良区	1名
(8) 地域内生産調整方針作成者	1名
(9) 佐賀市担い手育成総合支援協議会	1名

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	373.1		373.1		373.1	
WCS用稲	32.0		32.0		32.0	
麦	320.4	302.8	320.4	315.8	320.4	315.8
大豆	94.0	13.0	94.0		99.5	
そば	0.5		0.5		0.5	
高収益作物	13.6		13.6		13.6	
・野菜	11.3		11.3		11.3	
・花き・花木	2.3		2.3		2.3	
畑地化	13.9		15.0		15.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆	担い手大豆助成 （基幹）	大豆の担い手 作付面積	（令和6年度）93.3ha	（令和8年度）99.5ha
2、3	麦	麦二毛作助成【残額払 い・一括払い】（二毛作）	麦の二毛作 作付面積	（令和6年度）302.5ha	（令和8年度）313ha
4	花き類、イチゴ、小葱、ニラ、ナス、アスパラガス、キャベツ、ブロッコリー、レタス、玉葱、里芋、ねぎ、きゅうり、ホウレンソウ	地域重点作物助成 （基幹）	地域重点作物 作付面積	（令和6年度）5.3ha	（令和8年度）6.6ha
5	ジャガイモ、小松菜、水いも、かぼちゃ、にんじん、さつまいも、ピーマン、大根、ズッキーニ、にんにく、トマト、きくいも、うり、とうがん、すいか、トウモロコシ、マコモダケ	園芸作物等助成 （基幹）	園芸作物等（地域重点 作物を除く）の作付面 積	（令和6年度）0.9ha	（令和8年度）0.9ha
6	麦	麦わら有効活用助成 （基幹・二毛作）	麦わら有効 活用面積	（令和6年度）110.1ha	（令和8年度）155ha
7	そば	そばの作付助成 （基幹）	そばの作付面積	（令和6年度）0.3ha	（令和8年度）0.5ha
8	大豆	大豆の額縁明渠助成 （基幹）	大豆の額縁明渠 面積	（令和6年度）4.0ha	（令和8年度）6.0ha
9	WCS用稲	WCS用稲の耕畜連携助 成（耕畜連携）	WCS用稲の耕畜連携 取組面積	（令和6年度）4.5ha	（令和8年度）4.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:佐賀県

協議会名:大和町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	担い手大豆助成（基幹）	1	13,000	大豆	大豆を作付けする集落営農組織及び個別大規模農家（認定農業者、認定新規就農者）
2	麦二毛作助成【残額払い】（二毛作）	2	2,000	麦	農協等との出荷契約または実需者との販売契約、適切な栽培管理等
3	麦二毛作助成【一括払い】（二毛作）	2	12,000	麦	農協等との出荷契約または実需者との販売契約、適切な栽培管理等
4	地域重点作物助成（基幹）	1	11,000	花き類、イチゴ、小葱、ニラ、ナス、アスパラガス、キャベツ、ブロッコリー、レタス、玉葱、里芋、ねぎ、きゅうり、ホウレンソウ	出荷・販売を行うこと
5	園芸作物等助成（基幹）	1	4,000	ジャガイモ、小松菜、水いも、かぼちゃ、にんじん、さつまいも、ピーマン、大根、ズッキーニ、にんにく、トマト、きくいも、うり、とうがん、すいか、トウモロコシ、マコモダケ	出荷・販売を行うこと
6	麦わら有効活用助成（基幹）	1	1,000	麦	麦わらのすき込みや粗飼料としての利用等による有効活用
6	麦わら有効活用助成（二毛作）	2	1,000	麦	麦わらのすき込みや粗飼料としての利用等による有効活用
7	そばの作付助成（基幹）	1	20,000	そば（播種前契約等を締結したもの）	排水対策
8	大豆の額縁明渠助成（基幹）	1	2,000	大豆	額縁明渠の施行を施した圃場面積に対し助成
9	WCS用稲の耕畜連携助成（耕畜連携）	3	7,000	WCS用稲	散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。